

必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も。

福井県の最低賃金



福井県最低賃金

時間額 ()は改定前	効力発生日	福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。 ただし、下表に掲げる福井県内の産業に従事する基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。
716円 (701円)	平成 26 年 10 月 4 日	

福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名	時間額 ()は改定前	効力発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	732円 (725円)	平成 26 年 12 月 24 日	●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸縫ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務 ●隋い、湯沸し又は下回りの業務
繊維機械、金属加工機械製造業	810円 (800円)	平成 26 年 12 月 24 日	●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務 ●隋い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
電気機械器具製造業(略称)	776円 (763円)	平成 26 年 12 月 24 日	●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰め業務 ●隋い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの	773円 (763円)	平成 26 年 12 月 24 日	●下欄の各産業共通の適用除外業務のみ
各種商品小売業 衣、食、住にわたる各種商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人未満のもの	750円 (改定なし)	平成 23 年 12 月 24 日	取扱商品が、衣、食、住のすべてにわたらないものは該当しません。 ⇒「福井県最低賃金」が適用されます。

◆上記共通の適用除外業務
「福井県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性を持ち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。)
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
(月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)

※特定最低賃金の適用業種についての詳細は裏面をご参照下さい。

- [注] 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問い合わせ

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署
TEL0776(54)6167

敦賀労働基準監督署
TEL0770(22)0745

武生労働基準監督署
TEL0778(23)1440

大野労働基準監督署
TEL0779(66)3838

特定最低賃金の適用業種一覧

特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成19年11月改定）			
福 井 県	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業	左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所	L7282 純粋持株会社 〔 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る 〕
		E1114	綿紡績業		
		E1115	化学繊維紡績業		
		E1116	毛紡績業		
		E1119	その他の紡績業		
		*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業(かさ高加工系を除く)及びE1118 かさ高加工系製造業は除かれます。			
		E112	織物業(ただし、E1125 細幅織物業を除く)		
	E114	染色整理業			
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業 (ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く)		
		E266	金属加工機械製造業		
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業		
		E282	電子部品製造業		
		E283	記録メディア製造業		
		E284	電子回路製造業		
		E285	ユニット部品製造業		
E289		その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			
E291		発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業			
E292		産業用電気機械器具製造業			
E296		電子応用装置製造業			
E301		通信機械器具・同関連機械器具製造業			
E302	映像・音響機械器具製造業				
百貨店、総合スーパー	I561	百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種商品を一括して一事業所で小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの			
各種商品小売業	I569	その他の各種商品小売業 衣、食、住にわたる各種商品を一括して一事業所で小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人未満のもの			
			E110 E260 E280 E290 E300 I560		

事業主の皆様へ

平成26年度最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 最低賃金ワン・ストップ無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが中小企業事業主の次のような悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応・専門家派遣いたします。

【経営課題】 販路開拓、新規事業開拓、資金調達など

【労務管理】 賃金制度や労働時間制度の見直しなど

窓口はこちら ⇒ 福井県最低賃金総合相談支援センター

TEL 0776-26-7770

ホームページ

福井県最賃センター

検索